

# 建築工事積算基準等の改定について

平成29年4月3日

県が発注する建築・設備工事の積算に用いる積算基準について、「公営住宅」の一般管理費等率を下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

## 記

### 1 改定内容

#### <共通費基準>

- 「公営住宅」の一般管理費等率の改定

C<sub>p</sub>:工事原価(千円)

現 行			
工事原価	500万円以下(注)	500万円を超え30億円以下(注)	30億円を超える(注)
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$	8.41%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$	7.35%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$	7.52%



改 定			
工事原価	500万円以下(注)	500万円を超え30億円以下(注)	30億円を超える(注)
建築	17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$	8.43%
電気	17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$	8.06%
機械	16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$	8.07%

(注)電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

※ 詳細は、県ホームページ「建築工事積算基準等について」をご覧ください。

( <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/eizen/shakaikiban/tochi/page00050.html> )

### 2 適用対象となる工事

県が発注する建築・設備工事のうち、単価適用年月日が平成29年4月1日以降のものに適用

### 3 問い合わせ先

宮崎県県土整備部

営繕課計画・保全担当 電話0985-26-7548